

処分対象財産表

整理番号	257
------	-----

作成年月日：令和3年4月7日

基本事項	口 座 名	旧米谷工業高校第2グラウンド跡地		
	前 用 途	グラウンド	担 当 課	施設整備課
	所 在 地	登米市東和町米谷字根郭4番3		
	住 居 表 示	—		
	面 積 (登記簿面積)	18,390.86㎡ (18,390.86㎡)	地 目 (登記簿地目)	雑種地 (学校用地)

敷地状況	現在の状況	工作物あり		
	地形・地勢	不整形、敷地東側には高低差があります。		
	道路の状況	敷地南側で幅員約3.2m～約5.2mの未舗装市道に接面 (道路台帳による幅員が4mを超える部分に、道路区域を介して4.4mの延長で接道している。)		
	土地境界の確認	済(令和2年1月)	国土調査	済(昭和44年7月)
	占有物・付属物等	<ul style="list-style-type: none"> 敷内に以下の建物・工作物等があります。 物置(木造, 約6.3㎡, 未登記), 小屋2棟, 自転車置場の骨組み, ビニールハウスの骨組み, バックネット2箇所, バックフェンス, 電光掲示板の骨組み, 得点板の骨組み, 防球ネット4箇所, バッティングゲージ, バッティングネット2基, ベンチ 境界付近は、樹木の越境・被越境が見られます。 敷地内に電力柱及び空中線があります。 		

法規制等	都市計画	都市計画区域内		
	用途地域	—		
		建ぺい率	70%	容積率
その他制限	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第22条第1項(屋根性能) 建築基準法第23条(外壁) 景観法・登米市景観条例(登米市景観計画「景観計画区域」) 河川法第55条河川保全区域 			

諸	供給施設の状況	電 気	敷地内に配線あり	ガ ス	なし(プロパン)
		上水道	接面道路に配管なし	下水道	接面道路に配管なし

事項	交通機関	鉄道	JR東北本線「石越」駅まで約18.9km
		バス	登米市市民バス「米谷仲町」停留所まで約1.5km
	公共施設等		登米市東和総合支所の南西方約5.0km（徒歩約63分） 登米市立米谷小学校の北方約2.4km（徒歩約30分） 登米市立東和中学校の南西方約3.9km（徒歩約49分）
	その他参考事項		<ul style="list-style-type: none"> ・前記の占有物、付属物等は現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合は、買受者の負担となります。 ・開発行為を行う場合、登米市との開発協定の締結、宮城県知事の許可が必要な場合があります。詳細については、登米市建設部住宅都市整備課へお問い合わせ下さい。 ・上水道については、接面道路に配管がありません。なお、市道根郭・相川線には配管がありますが、上水道を引き込みする場合は、登米市と新規配水管敷設協議を行い、新規配水管を敷設する必要があります。工事負担は事業者となります。詳細については、登米市水道お客様センターとよままでお問い合わせ下さい。 ・下水道については、接面道路に配管はありません。なお、市道根郭・相川線には配管がありますが、対象地が公共下水道処理区域外であるため、接続する場合には事業区域外流入許可申請が必要となります。詳細については、登米市建設部下水道課へお問い合わせ下さい。 ・対象地は、登米市景観計画の景観計画区域となっており、建築物・工作物を建築・設置する場合には、届け出が必要な場合があります。詳細については、登米市建設部住宅都市整備課にお問い合わせ下さい。 ・敷地の一部（大関川との境界から20メートル）は河川保全区域であるため、当該箇所では土地の形状を変更する行為や工作物の新築等を行う場合には、河川管理者の許可を受ける必要があります。詳細については、東部土木事務所登米地域事務所行政班へお問い合わせ下さい。 ・敷地の地盤強度、土壌汚染の有無については、調査を行っていないため不明です。調査及び改良等が必要となる場合、費用は買受者の負担となります。